

手続きの経過

1. 日本ドーピング防止規律パネルは、2012-002 事件について、2012 年 6 月 4 日、同日付けの聴聞パネルの決定に基づき、日本ドーピング防止規律パネル決定(以下「原決定」という。)をした。原決定の内容は、別紙「日本ドーピング防止規律パネル決定」のとおりであり、そのうち、競技者氏名、競技種目、決定(主文)は次のとおりである。  
 競技者氏名：Y  
 競技種目：自転車競技  
 決定：  
 「・ ドーピング防止規則違反は認められない。  
 ・ 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が本競技者に対し平成 24 年 5 月 18 日付けで課した暫定的資格停止は、本日以降将来に向かって効力を失う。」
2. 6 月 18 日、申立人は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「機構」という。)に対し、「仲裁申立書」、「証拠説明書(1)」、「甲第 1 号証」から「甲第 27 号証」及び 3 名を申立人代理人とする「委任状」を提出し、本件仲裁を申し立てた。
3. 同日、機構はドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則(以下「規則」という。)17 条 1 項に定める確認を行ったうえで、同項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
4. 6 月 25 日、被申立人は森下哲朗を仲裁人として選定する旨の仲裁人選定通知書を機構に提出した。
5. 6 月 26 日、被申立人選定仲裁人である森下哲朗は仲裁人就任を受諾した。
6. 7 月 9 日、被申立人は「答弁書」を機構に提出した。  
 7 月 13 日、被申立人は「証拠説明書」及び「乙第 1 号証」から「乙第 11 号証」を機構に提出した。
7. 7 月 20 日、申立人は溜箭将之を仲裁人として選定する旨の仲裁人選定通知書を機構に提出し、同日、申立人選定仲裁人である溜箭将之は仲裁人就任を受諾した。
8. 7 月 31 日、溜箭仲裁人と森下仲裁人は、規則 25 条 1 項に基づき、水戸重之を第三仲裁人として選定し、同人が 8 月 6 日に仲裁人就任を受諾したため、水戸仲裁人を仲裁人長とする本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
9. 8 月 8 日、申立人は「上申書」を機構に提出した。
10. 8 月 30 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日等に関し、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」を行った。
11. 同日、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者に対する求釈明及び追加書面の提出期限に関し「スポーツ仲裁パネル決定(2)」を行った。
12. 同日、本件スポーツ仲裁パネルは財団法人日本自転車競技連盟に「ご照会書」を送付し回答を求めた。
13. 9 月 4 日、申立人は「上申書」を機構に提出した。
14. 9 月 6 日、本件スポーツ仲裁パネルは、証拠の制限開示に関する申立人提出の上申書に関し、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」を行った。
15. 9 月 8 日、被申立人は「主張書面(1)」、「証拠説明書」、及び「乙第 12 号証」から「乙第 15 号証」を機構に提出した。
16. 9 月 11 日、申立人は「準備書面(1)」を機構に提出した。  
 同日、被申立人は「主張書面(2)」、「証拠説明書」、「乙第 16 号証」から「乙第 21 号証」、及び「主張書面(3)」を機構に提出した。
17. 9 月 12 日、申立人は「準備書面(2)」、「証拠説明書(2)」、及び「甲第 28 号証」から「甲第 31 号証」を機構に提出した。
18. 同日、被申立人は「主張書面(4)」を機構に提出した。
19. 同日、財団法人日本自転車競技連盟は 8 月 30 日付け「ご照会書」に対する「回答書」

- を機構に提出した。
20. 9月27日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の出席者に関する「スポーツ仲裁パネル決定(4)」を行った。
  21. 10月4日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の出席者に関する「スポーツ仲裁パネル決定(5)」を行った。
  22. 10月10日、申立人は「準備書面(3)」、「証拠説明書(3)」、及び「甲第32号証」から「甲第46号証」を機構に提出した。
  23. 10月14日、被申立人は「証拠説明書(4)」、「乙第22号証」から「乙第26号証」、及び「主張書面(5)」を機構に提出した。
  24. 10月17日、申立人は「準備書面(4)」を機構に提出した。  
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問の進行等に関する「スポーツ仲裁パネル決定(6)」を行った。
  25. 10月18日、審問期日が開催され、本人尋問が行われた。本件スポーツ仲裁パネルは審理の終結を決定し、規則48条2項に基づき、11月1日までに仲裁判断をする旨を両当事者に通知した。
  26. 10月31日、本件スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断をする日の変更に関する「スポーツ仲裁パネル決定(7)」を行い、11月2日に仲裁判断をする旨を両当事者に通知した。

以上